





# 聯邦國庫の現状 整理の實効著し

財經調査  
委員會で  
才 藏相 説明

去る廿五日、開かれた伯國財經調査委員會席上に於てアーチセラード・アゼベード氏の質問に答へて、オズワルド藏相は極めて詳細に、聯邦國庫の現状に關じて回答した。これに依るに、聯邦の負擔する通常債務は總て償却につき來てゐる。今日これ等の債務は全部貨幣を以て支拂を進めて來たが、アーチセラードの質問に依るに、陸相がなしたカミニヨン賣却による受取勘定が未だ残存してゐる云ふことであるが、同勘定は陸相が其の所管出費の内支拂を急ぐ方面に振り替へてある。又、浮動公債の現状に言及して、更に浮動公債の現状に依るところが、同公債は細心に検討するに不明なるものあり、又額年を経たものがあり、實際の金額は廿五萬コントス位を以て清算することを得る。浮動公債の整理には廿五萬コントス位である、同發行に依るものは誰もが支拂ふべき、且つ確定收入となるもので單なる見込みではない、其の收入は八萬六千コントス、出費四萬三千コトス位である。尚ほ銀が、外債に対する支拂準備金は現在二五萬コントス

の如きが行はれたが、

他に規定するものを見られてゐる

る課税、土地移轉税等其他各方面

の共同審査が行はれつ、あつたが

北米の弗の下落のみで實に一千

二百万磅を損失した。從つて臨時支出に對する財源は確実さ

ないが、收支の均衡に深甚な注

意を要する、わが貿易は現在數

量的に増加してゐるが、單價の

下落に基いてるものがある

北米の弗の下落のみで實に一千

二百万磅を損失した。從つて臨

時支出に對する財源は確実さ

ないが、收支の均衡に深甚な注

意を要する、わが貿易は現在數

量的に増加してゐるが、單價の





# 農業債務半減令モラトリア

農業  
牧  
義  
朝

▲農業債務半減令は去年四月七日モラトリア法により且つ今回牛減令によつてその各年賦金を牛減令へばよい事になりますは土地をコムプロミットで買入れた借金がモラトリア法により且つ今回牛減法により恩恵を蒙るかといふこことありますかこれは牛減法の解説上及び立法の精神上當然形で借入れた金でも今回の牛減恩典に浴します然し乍ら貸主が銀行以外である

▲牛減法令で一番問題になりますは借金がモラトリア法により且つ今回の牛減法により恩恵を蒙るかとは土地をコムプロミットによる借金に限つて牛減の適用を受けられ、先きのモラトリア法令に因つて十ヶ年賦支拂となり更に今回の牛減令によつてその各年賦金を牛減令へばよい事になりますは土地をコムプロミットで買入れた借金がモラトリア法により且つ今回の牛減法により恩恵を蒙るかといふこことありますかこれは牛減法の解説上及び立法の精神上當然形で借入れた金でも今回の牛減恩典に浴します然し乍ら貸主が銀行以外である

▲牛減法令は農業者が借主であり且つ主たる債務者ではなくてはならぬ假に農業者の債務にしては保証人が別に政府に對して申

告すべき義務はありません唯債權者が銀行であれば六ヶ月間に經濟整理會へ申告する義務がある

即ち借主は單に債權者に對して申告する義務があるだけです

牛減法を適用して借金の半分を支拂ふ事を主張するだけです

一部の人々に利用されて居つたの

でありますか昭和四年春、小島學

玉置庄五郎、近藤鐵義、倉紀錄一

雄鷹別協會なるものを組織し、雄

鷹別販賣を開始し、當初は種

子なる障害に遭遇しつゝも、右五

氏相輔力以てよ其の難關を切り抜け、一年後の昭和五年春に於て

は、新界の先覺者として鷹界に認

められ、今日尙ほ堅實な方針のも

とに活躍しつつあります

次いで昭和五年四月、増井博士、

橋本學士、小島學士を顧問として

愛知縣下著名の解剖學者にては角

人など雄鷹別の發賣をせん處な

きに普及發展致しました、學者

の研究發表せられたものが、一般

實用化された増井、橋本、生

アーリアンサ遠藤生

大野の三氏に依つて愛知雄

鷹別が此處二三年の間に、急進

な勢ひで實用化され、一九三〇年

の本邦養鷹界に一大變化を與へ

実用化された増井、橋本、生

アーリアンサ遠藤生

大野の三氏に依つて愛知雄

鷹別が此處二三年の間に、急進

邦人子女教育の機関・母國に設立  
海外に在住する邦人の子女教育は、其の在留國に依つては相當不便利な感じで居る向きが種々あるので、現に奔走して、あつた處去十月二十五日海外教育協会設立し、主務官廳の許可を受けて財團法人となり、事務所を東京丸の内三義二十一號に置き、所期の目的に努めることになった。

内山協會の役員、其の内容は左の如くである。  
會長 石井 菊次郎  
理事 佐藤正常蔵 長尾平  
監事 著原道欽 伯爵兒玉雄、松江春大  
顧問 子爵翁賀賀、永井柳太郎

女教育機關設立の議があり、各方面の援助後援を求めてこれが實現に奔走して、あつた處去十月二十五日海外教育協会設立し、主務官廳の許可を受けて財團法人となり、事務所を東京丸の内三義二十一號に置き、所期の目的に努めることになった。

廣田弘毅、伯爵内田康哉、一、顧客員員第一年度は百五十名、一、年齢満六才以上の在外同胞の子女、以上は保護人を定めること。但し内地保護人は、依頼に應じ適當なる候補者を紹介することあるべし。

一、食費、宿費、學費、小遣等を含み大体一ヶ月金三拾圓内外、日本人在若くは領事館の推薦を受け、在住地及内地に各二名以上を保證人を定めること。但し内地保護人は、依頼に應じ適當なる候補者を紹介することあるべし。

〔東京廿七日〕既報の如く慶州醫

大生一行は同日水井拓相主催のパンケットに赴き、其の後、男爵三

妻賀貞社員岩崎等小野太兵の歓迎會

の光榮に浴し、一同相次ぐ歓迎會に恐縮の體である。

〔東京廿七日〕既報の如く慶州醫

大生一行は同日水井拓相主催のパンケットに赴き、其の後、男爵三

妻賀貞社員岩崎等小野太兵の歓迎會

